

面会運用基準の改定について

2026年4月30日

患者様・ご家族の皆様へ

令和8年度診療報酬改定における「面会制限に関する新要件」に基づき、患者の尊厳保持と円滑な退院支援を推進しつつ、院内感染防止機能を維持するため、地域の感染状況に連動した客観的な面会基準として改定いたしました。

面会制限レベルの判定基準

高知県が公表する「感染症発生動向調査（週報）」の数値を指標とし、「新型コロナウイルス感染症」または「インフルエンザ」のいずれか高い方の定点当たり報告数を採用する。また、院内の感染状況に応じて、下記の通り面会制限に運用レベルを設定いたします。

面会レベル	指標 (定点報告数)	面会形態	対面面会の詳細 (大部屋)	備考	院内状況
L1 (通常)	5.0 未満	原則対面	30分以内 / 週制限なし	人数制限有り 回数制限なし	院内の患者様にも職員にも発症者がいない
L2 (注意)	5.0 以上	制限対面	15分以内 / 週1回まで	オンライン併用 推奨	院内の職員に発症者がいるが、感染対策が十分にとれている
L3 (厳戒)	10.0 以上	原則オンライン	特例のみ許可 (10分以内)	正当な理由: 地域流行	院内の患者様に発症者がいる
L4 (緊急)	30.0 以上	対面禁止	禁止 (看取り・緊急時除く)	正当な理由: 警報発令	院内で感染が拡大している

毎週金曜日に高知県の動向調査、また院内の状況により判断します。

週の途中でも、院内の感染症発生状況によってもレベルが変動する場合があります。

現在の病院での面会制限状況は、院内掲示物、また病院ホームページからも確認できます。

※小学生以下のお子様は原則面会禁止といたします。

上記の基準は2026年5月11日より運用いたします。

ご不明な点は、下記までお問合せください。

医療法人広正会
井上病院／介護医療院あさがお
総務課：088-852-2131